

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法人番号システム Web-API 機能利用規約</p> <p>第 1 条～第 2 条 (省略)</p> <p>第 3 条 (利用の届出)</p> <p>1 (省略)</p> <p><u>2 利用者情報に使用するメールアドレスは、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、既に発行された ID にも適用されるものとします。また、利用者情報に使用するメールアドレスは一つとします。</u></p> <p><u>3 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報を送信するなど、適宜の方法により速やかに変更情報を国税庁に届け出るものとします。</u></p> <p>第 4 条 (ID の通知及び管理等)</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。</p> <p>一 ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合</p> <p>二 ID を亡失した場合</p> <p>三 ID の利用を<u>停止</u>する場合</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>第 5 条～第 15 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">法人番号システム Web-API 機能利用規約</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同左)</p> <p>第 3 条 (利用の届出)</p> <p>1 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報を送信するなど、適宜の方法により速やかに変更情報を国税庁に届け出るものとします。</u></p> <p>第 4 条 (ID の通知及び管理等)</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適宜の方法により速やかに国税庁に連絡するものとします。</p> <p>一 ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合</p> <p>二 ID を亡失した場合</p> <p>三 ID の利用を<u>休止</u>する場合又は利用を再開する場合</p> <p>4～5 (同左)</p> <p>第 5 条～第 15 条 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>本利用規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行します。</p> <p>附則（一部改正）</p> <p>本利用規約は、平成 29 年 4 月 3 日から施行します。</p> <p>附則（一部改正）</p> <p>本利用規約は、平成 30 年 12 月 10 日から施行します。</p> <p><u>附則（一部改正）</u></p> <p><u>本利用規約は、令和 3 年 8 月 1 日から施行します。</u></p>	<p>附則</p> <p>本利用規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行します。</p> <p>附則（一部改正）</p> <p>本利用規約は、平成 29 年 4 月 3 日から施行します。</p> <p>附則（一部改正）</p> <p>本利用規約は、平成 30 年 12 月 10 日から施行します。</p> <p><u>（新設）</u></p>